

子育て支援課 家庭相談員（会計年度任用職員）の募集

【任用期間】 令和3年4月1日から令和4年3月31日

注記：人事評価に基づき、1年を超えない範囲内で再度任用の可能性あり

【勤務日時】

月曜日から金曜日のうち週3日勤務

午前8時30分から午後4時30分

注記：土曜日、日曜日、祝日、年末年始は除く

【休憩時間】

午前12時から午後1時

【勤務場所】

袖ヶ浦市役所子育て支援課

【対象】

- ・社会福祉士または精神保健福祉士の資格をお持ちの方
- ・社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した経験がある方
- ・学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学において児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した方
- ・上記に準ずる者であって家庭相談員として必要な学識経験を有する方

【内容】

家庭相談援助業務全般、訪問対応、データ入力

【給料】

9,332円（日給）

【期末手当】あり

【有給休暇】あり（6カ月後経過から）

【加入保険】健康保険 雇用保険

【申込み】

「袖ヶ浦市会計年度任用職員採用選考申込書兼採用候補者名簿登録書」に必要事項を記入し、袖ヶ浦市子育て支援課に提出してください。